

委員会提出議案第7－2号

あきる野市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年3月27日

あきる野市議会議長 臼 井 建 殿

提出者 議会運営委員会委員長 ひはら 省 吾

提案理由

地方自治法の一部改正により、従来は文書で行われていた手続についてオンライン化・デジタル化が可能となったことに対応するとともに、規定を整備するため。

あきる野市議会会議規則の一部を改正する規則

あきる野市議会会議規則（平成7年あきる野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第171条」を「第170条の2—第171条」に改める。

第9条中第3項を第4項とし、同条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第19条第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って、」に改め、「備えつけの投票箱に」を削る。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条（投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議）第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第38条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第46条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第56条第1項中「渡り」を「わたり、」に改める。

第68条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第71条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「とる」を「採る」に改める。

第72条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第75条中「第31条（開票及び投票の効力）」を「第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで」に改める。

第77条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第78条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項及び第3項中「とる」を「採る」に改める。

第81条第1項中「いう。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第85条第2項中「第82条」の次に「（公述人の発言）」を、「第83条」の次に「（議員と公述人の質疑）」を、「前条」の次に「（代理人又は文書による意見の陳述）」を加える。

第87条中「、印刷して」を削る。

第95条の2中「出席した」を「出席している」に改める。

第101条中「承認」を「許可」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第117条第1項中「渡り」を「わたり、」に改める。

第118条の見出し中「委員外議員」を「委員外議員の発言」に改め、同条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条第3項中「委員でない議員」を「委員外議

員」に、「当該委員会に出席する」を「説明し、若しくは意見を述べ、又は発言する」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第119条に次の1項を加える。

2 委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第126条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第129条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第130条中「現在しない」を「いない」に改める。

第132条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「とる」を「採る」に改める。

第133条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第136条中「第31条（開票及び投票の効力）」を「第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで」に改める。

第138条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第139条中「とる」を「採る」に改める。

第140条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第144条第3項中「委員会に出席する」を「説明する」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第145条中第2項を第3項とし、同条第1項中「意見を付け、」を削り、同項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第146条中「これを請求しなければ」を「、これを請求しなければ」に改める。

第147条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第152条を次のように改める。

（決定の通知）

第152条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第154条中「がいとう、襟巻、つえ」を「コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ

め届け出たものについて」に改める。

第159条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞、文書等の印刷物を配布する場合及び資料、新聞、文書等」を「資料等を配布し、又は資料等」に改める。

第159条の2第1項中「貸与する」を「許可する」に改める。

第163条中「ことは」を「ことが」に改める。

第169条第3項中「とき」を「に当たって」に、「定めなければ」を「明らかにしなければ」に改める。

第169条の2中「招集権者は、新型コロナウイルス感染症その他」を「前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は」に、「又は災害の発生等により構成員が協議等の場の」を「により、その構成員が」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第9章中第171条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第170条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物

（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（議事日程の作成及び配布）、第67条（答弁書の配布）、第87条（会議録の配布）、第142条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第143条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当

該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

- 第170条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第75条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。